

加盟店各位

ヤマトフィナンシャル株式会社



『キャッシュレス・消費者還元事業』加盟店様登録内容相違に関するご留意事項

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題の件、「キャッシュレス・消費者還元事業」の参加加盟店様において、事務局による途上審査の過程で登録内容と実態が異なるとの判定を受け、本事業対象加盟店としての資格喪失や購入者還元料率の変更等が発生しております。なお、これらの判定を受けた場合、適用開始日以降の加盟店手数料割引分・加盟店手数料補助金・購入者へのポイント還元分の遡及請求も発生いたします。

つきましては、改めて本事業対象となる加盟店様の基準や、登録内容と実態の相違が判明した際の対応等に関してご案内いたします。詳細につきましては、下記をご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 発生している事象

事務局による途上審査の過程で以下ケースが発生しています。

	事務局での判定内容		判定を受けた結果
【ケース1】	本事業事務局が定める「中小・小規模事業者」の条件（次項参照）を満たしていない、との判定	→	本事業対象加盟店としての資格喪失
【ケース2】	フランチャイズチェーンであるとの判定	→	消費者還元率の変更・加盟店手数料補助の喪失
【ケース3】	フランチャイズチェーンとして判定の取消	→	消費者還元率の変更

判定前後での具体的な事象は以下表の通りです。

【ケース1】本事業事務局が定める「中小・小規模事業者」の条件を満たしていない、との判定があった場合

→ **事由発生日に遡って**、本事業適用対象外加盟店として対応

例) 2020年1月10日：加盟店が資本金5億円を超える親会社に100%株式を保有されていると判定

→適用開始日（2019年10月1日）に遡って本事業適用対象外としてみなされる

	判定前後で変わる条件	判定前	判定後	事由発生日に遡り
				請求(※1)
(1)	加盟店手数料 (クロネコwebコレクト)	3.25% (税込) 以下	本事業適用開始前の 手数料	有(差額)
(2)	加盟店手数料補助金	三分の一が弊社経由で 国から補助される	補助なし	有(差額)
(3)	購入者へのポイント還元率	5%	還元なし	有(※2) (カード会社負担分)

※1・・・**弊社経由にて加盟店に請求**（後日ご精算時に差し引いた上でご精算）いたします。

※2・・・**カード会社にてポイント還元した相当額の内、弊社がカード会社から請求を受けた額（最大：売上額の5%相当）を請求**いたします。

例の場合、2019年10月1日～2020年1月10日までに対象となった決済についての差額を請求。また、当該期間において、カード会社にて還元・負担しているポイント相当額の内、弊社がカード会社から請求を受けた額（最大：売上額の5%相当）を請求いたします。

（「キャッシュレス・消費者還元事業」申請・適用に関する追加規約 第7条2項に基づく）

【ケース2】フランチャイズチェーンであるとの判定があった場合（購入者還元率5%から2%への変更）

→**事由発生日に遡って**、加盟店手数料補助金交付対象外および消費者還元率の変更の対応

例) 2020年1月10日：加盟店がフランチャイズチェーンであると判定

→適用開始日（2019年10月1日）に遡ってフランチャイズチェーンとしての条件が適用される

判定前後で変わる条件		判定前	判定後	事由発生日に遡り 請求（※1）
(1)	加盟店手数料 （クロネコwebコレクト）	3.25%（税込）以下	（変更なし）	無
(2)	加盟店手数料補助金	三分の一が弊社経由で 国から補助される	補助なし	有（差額）
(3)	購入者へのポイント還元率	5%	2%	有（差額 ※2） （カード会社負担分）

※1・・・**弊社経由にて加盟店に請求**（後日ご精算時に差し引いた上でご精算）いたします。

※2・・・**カード会社にてポイント還元した相当額の内、弊社がカード会社から請求を受けた額（最大：売上額の3%相当）を請求いたします。**

例の場合、2019年10月1日～2020年1月10日までに対象となった決済についての差額を請求。また、当該期間において、カード会社にて還元・負担しているポイント相当額の内、弊社がカード会社から請求を受けた額（最大：売上額の3%相当）を請求いたします。

（「キャッシュレス・消費者還元事業 加盟店登録マニュアル ⑨フランチャイズチェーン-FC判定に誤りがあった場合」および「キャッシュレス・消費者還元事業」申請・適用に関する追加規約 第7条2項に基づく）

【ケース3】フランチャイズチェーンとしての判定の取消があった場合（購入者還元率2%から5%への変更）

→**フランチャイズチェーンとしての判定が取消された日より**、加盟店手数料補助金の交付対象および消費者還元率の変更の対応

例) 2020年1月10日：加盟店がフランチャイズチェーンとしての判定が取消

→2020年1月10日より、フランチャイズチェーンではない条件が適用される。（遡及無し）

判定前後で変わる条件		判定前	判定後	事由発生日に遡り 請求
(1)	加盟店手数料 （クロネコwebコレクト）	3.25%（税込）以下	（変更なし）	無
(2)	加盟店手数料補助金	補助なし	三分の一が弊社経由で 国から補助される	無
(3)	購入者へのポイント還元率	2%	5%	無

（「キャッシュレス・消費者還元事業 加盟店登録マニュアル ⑨フランチャイズチェーン-FC判定に誤りがあった場合」に基づく）

2. 対象となる加盟店様の基準について

以下①および②を満たしている場合、当社経由でお申込みいただけます。(個人事業主様も対象です)

① **本事業事務局が定める「中小・小規模事業者」に該当する加盟店様**であること。

ただし、下記 a. または b. に該当する場合、上記【ケース1】に該当し、本事業の対象外となりますので、改めてご確認ください。

- a. 資本金または出資金が5億円以上の大法人「1社」に、直接または間接に100%株式を保有されている場合。
- b. 本事業登録申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の「通年」または「各事業年度」いずれかの課税所得の年平均額が「15億円を超えて」いる場合。

※中小・小規模加盟店および対象外の定義は下記 URL をご参照ください。

https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf

②当社本事業対象決済サービス：「**クロネコ web コレクト**」**クレジットカード払い** のお申込手続きが完了している加盟店様であること。

(ご参考) キャッシュレス・消費者還元事業について

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業です。

※キャッシュレス・消費者還元事業サイト <https://cashless.go.jp/>

3. お問い合わせ先

【ヤマトフィナンシャル株式会社 カスタマーサービスセンター】

フリーダイヤル：0120-69-5090 電話：03-6671-8080 (受付時間：9:00-18:00)

E-mail：yfc9625p@kuronekoyamato.co.jp

以上